【件名】当館領事窓口業務に関するお知らせ

●新型コロナウイルス対策の一環として、当館領事窓口業務（パスポート、証明、戸籍届出等）につき以下のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

当館領事メールにてお伝えしているとおり 28 日のマクロン大統領演説及び 29 日カステックス首相等はフランス全土で全国的な外出制限等を導入したことを発表しました。当地においても新型コロナウイルス感染の脅威は収まっていません。ここで、改めて当館領事窓口利用者の皆様の感染を予防するため、多くの方が同時に領事待合室内でお待ちになることがないよう、入場できる人数を制限し、場合によっては当館領事待合室の外（廊下等）でお待ちいただくこともあり得ますので、あらかじめご了知おき願います。

領事窓口はこれまで通りご利用いただけますが、お越しになる前に可能な限り電話にて混雑具合等を確認されることをお勧めいたします。
皆様には、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

１　来館時の注意
　ご来館される方は以下につきご協力ください。
（1）書類の不備等で何度も来館しなければならない事態を避けるため、可能な限り事前にお電話にて必要書類等をご確認くださいますようお願いいたします。
（2）感染予防のための距離を保つ観点からも、手続きを行う上で必要でない同伴者を伴ってのご来館はご遠慮ください。
（3）入口（保安検査場）に消毒用ジェルを用意しています。来館者間の感染を防止するため、ご来館時には必ず手指の消毒を行ってください。また、マスクを着用の上ご来館願います。
（4）それまでに入館された方がいる場合など、他の来館者と一緒になった場合は、お互いの接触を避けるため、なるべく距離を保った位置でお待ちいただくようお願いいたします。
（5）体調のすぐれない方におかれましては、体調が回復された後にご来館いただけますようお願いいたします。

２　なお、地域圏や県といった各自治体で独自に移動の制限を設ける可能性もありますので、不要不急の来館は控えていただき、来館される場合には関連情報に十分ご注意の上ご来館ください。

３　出生届など戸籍関係の届出
出生届などの戸籍関係届出は、郵送による提出が可能です。ただし、日本国籍留保の必要な出生届に関し、法定の届出期間（出生の日から3か月以内）に提出する必要があります。詳細はお電話でご相談ください。また、郵便の配送に遅延が生じる可能性がありますので、届出期間まで余裕をもって郵送してください。

【問い合わせ先】
在ストラスブール日本国総領事館
代表番号：０３－８８５２－８５００
（フランス国外からは（＋３３）３－８８５２－８５００）
メール：　consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp　（領事班専用）

※「在留届」を提出した方で帰国、移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login